

## 青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付要綱

### (趣旨)

第1 県は、公立の高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって、全ての意志ある専攻科の生徒が安心して教育を受けられるようにするため、当該生徒の保護者等に対し、青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金（以下「専攻科給付金」という。）を給付することとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。なお、この要綱に基づく専攻科給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」に該当するものとして取り扱うものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公立の高等学校等専攻科 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等専攻科で、大学への編入学基準を満たす過程を有するもの又は国家資格者養成課程を有するものをいう。
- (2) 専攻科の生徒 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項に規定する高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給を受ける者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）
  - イ 高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項に規定する家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置を受ける者
- (3) 保護者等 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等をいう。
- (4) 基準日 当該年度の7月1日をいう。ただし、学則その他当該高等学校等の設置者が定めるところにより7月2日以降に入学することとされている高等学校等に入学する者については、その入学の日をいう。また、新入生に対し4月から6月分に相当する額の前倒し給付をする場合は4月1日、7月以降に家計が急変した世帯に対して給付する場合は、原則、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日をいう。
- (5) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員）が属している世帯（基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）の扶助を受けている者が属している世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）及び家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（以下「家計急変世帯」という。）を含む。）をいう。

### (専攻科給付金の給付)

第3 専攻科給付金は、基準日において公立の高等学校等に在学している専攻科の生

徒（以下「生徒」という。）の保護者等であって次の各号に掲げる要件の全てに該当する者に対して給付する。

- (1) 基準日において県内に住所を有していること。
- (2) 基準日において道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に属していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、専攻科給付金は、生徒又はその保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、給付しない。
  - (1) 生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に要する費用の支弁対象であり、当該生徒に係る見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が支弁されている場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、基準日の属する年度において生徒又はその保護者等が他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭（以下「類似の給付金等」という。）の支給を受けたことにより、専攻科給付金を給付する必要がないと青森県教育委員会教育長（当該生徒が青森県内の県立高等学校に在学している場合は当該学校長。以下「教育長等」という。）が認める場合
  - (3) 生徒が基準日の属する年の4月1日から翌年の3月31日までの間の全てにおいて休学している場合
  - (4) 生徒が退学、停学（三か月以上）の処分を受けている場合
  - (5) 生徒の前年度における習得単位数が、学校で定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の場合
  - (6) 生徒の前年度における出席率が5割以下の場合
- 3 新入生については、4月から6月分に相当する額を前倒しで給付することができる。
- 4 生徒が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程における就学について給付する。

（専攻科給付金の額）

- 第4 専攻科給付金は、年度を単位として支給するものとし、その額は、生徒1人につき、年額48,500円とする。ただし、7月以降に家計が急変した世帯については、原則、申請のあった翌月以降の月数に応じて算出した額とする。
- 2 基準日の翌日以降において、生徒が異なる課程に転籍した場合であっても、専攻科給付金の額は変更しない。
  - 3 基準日の翌日以降に生徒が休学し、又は退学した場合であっても、専攻科給付金の返納は要しない。

（給付の回数）

- 第5 給付の回数は、当該生徒1人につき年度に1回、通算2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、生徒又はその保護者等が当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた場合の給付の回数は、同項の給付の回数から同じ年度内に当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた回数を控除した回数とする。

(給付の申請)

第6 専攻科給付金の給付を受けようとする生徒の保護者等は、別に定める日までに教育長等に対し、青森県公立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金受給申請書(要綱第1号様式)に、その属している次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて申請しなければならない。

(1) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯

ア 基準日の属する年度分の生徒の保護者等(当該保護者等が2人以上いるときは、その全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類

イ 世帯の状況に関する申立書(要綱第2号様式)

(2) 生活保護受給世帯

基準日において生活保護法の規定による扶助を受けている世帯に属していることを証する書類

(3) 家計急変世帯

ア 保護者等(保護者等が2人以上いるときはその全員)の家計の状況が確認できる書類

イ 世帯の状況に関する申立書(要綱第2号様式)

2 生徒が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等に在学している場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該高等学校等の長が交付する在学証明書

(2) 当該高等学校等の設置者が交付する専攻科支援金の受給の資格があることを明らかにする書類

(3) 当該高等学校等の設置者が交付する、給付を受けようとする生徒が第3第2項4号から6号のいずれの規定にも該当しないことを明らかにする書類

(給付の決定)

第7 教育長等は、第6の規定による申請書等を受理したときは、必要な事項を審査の上、第3第2項の規定に該当する場合を除き、専攻科給付金の給付を決定し、その旨及び専攻科給付金の給付の時期を申請に係る保護者等に通知する。

(授業料以外の教育費との相殺)

第8 生徒の保護者等は、公立の高等学校等が徴収する授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため、専攻科給付金の受給を教育長等に委任することができる。

(給付の決定の取消し)

第9 教育長等は、生徒の保護者等が偽りその他不正の手段により専攻科給付金の給付を受けたと認めるときは、第7の規定による専攻科給付金の給付の決定を取り消すことができる。

2 教育長等は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該取消しに係る保護者等に通知する。

(専攻科給付金の返還)

第10 教育長等は、第9第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る保護者等から、期限を定めて、その給付を受けた専攻科給付金の額に相当する金

額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11 専攻科給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12 この要綱の施行について必要な事項は、青森県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。